

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 30 日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局）御中
市区町村

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

老人福祉施設等の職員等に対する
アレルギー疾患に関する正しい知識の普及について

平素より介護保険行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）に基づき策定された、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号。以下「基本指針」という。）が改正されました。

改正後の基本指針第 5（1）エにおいて、国は、「老人福祉施設、障害者支援施設等に対しても、職員等アレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う。」とされたことから、今般、別添の依頼に基づき、「アレルギー相談員養成研修会」及び「アレルギーポータル」について、周知いたします。

つきましては、本内容について御了知いただくとともに、老人福祉施設等の職員等に対するアレルギー疾患に関する正しい知識の普及のため、「アレルギー相談員養成研修会」及び「アレルギーポータル」の活用について、管内の関係団体及び介護事業者等に対して周知をお願いいたします。

○（参考）2021 年度 アレルギー相談員養成研修会 開催案内

※下記 URL で、2022 年度に開催される研修会について情報提供がされる予定です。

（一般社団法人日本アレルギー学会 ウェブサイト）

https://www.jsaweb.jp/modules/news_topics/index.php?content_id=586

○アレルギーポータル

<https://allergyportal.jp/>

○アレルギーポータル パンフレット

https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/ap_leaflet.pdf